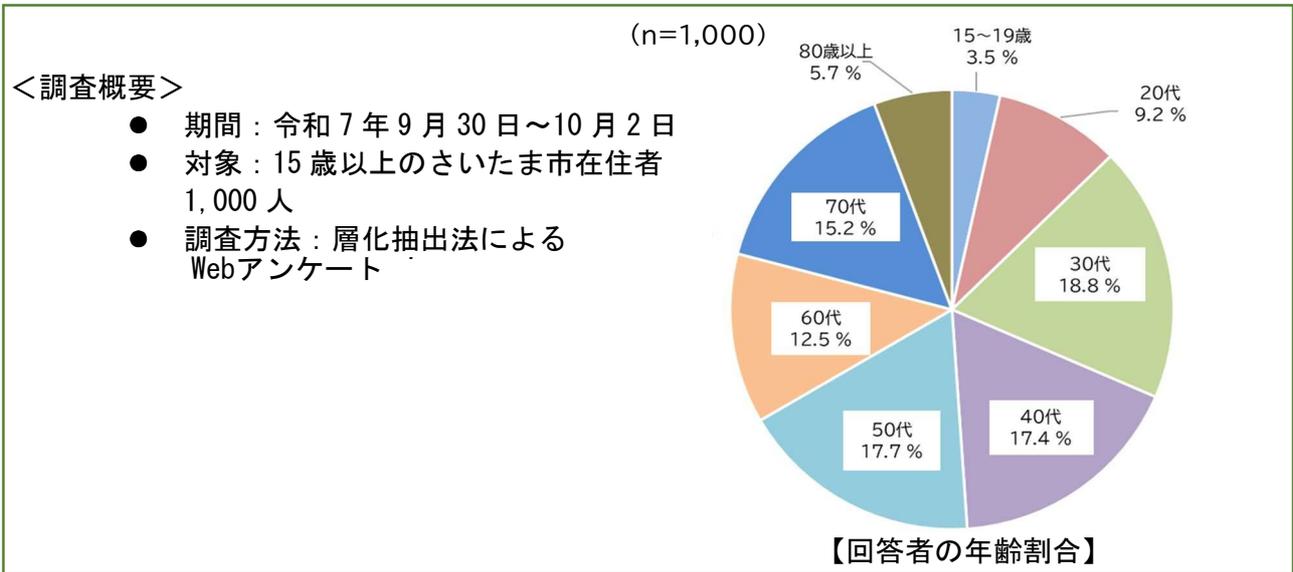


資料編

1. 市民アンケート結果

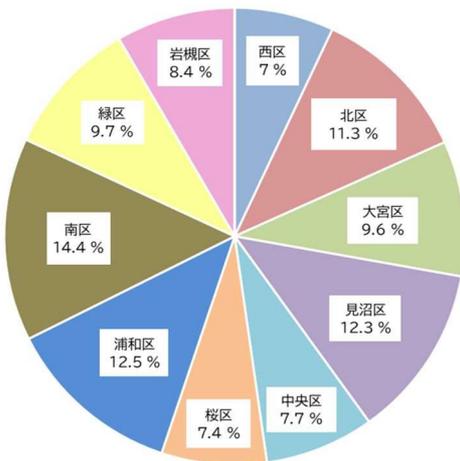
本市では、第2次さいたま市環境基本計画の基本目標の取り組み状況について、指標及び数値目標による定量的評価と市民の意識調査による定性的評価を行うこととしています。そのうち、市民の意識調査による定性的評価について、市民の環境施策に対する評価や関心の状況等を調査するため、平成23年から毎年、市民アンケートを市民1,000人を対象に実施しています。



Q1. 本アンケートの回答者について

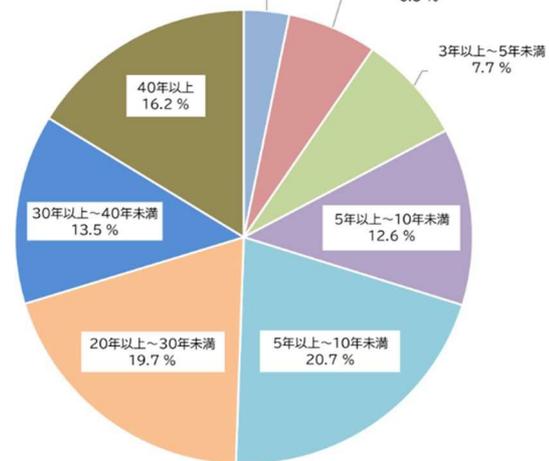
【居住地域】

(n=1,000)



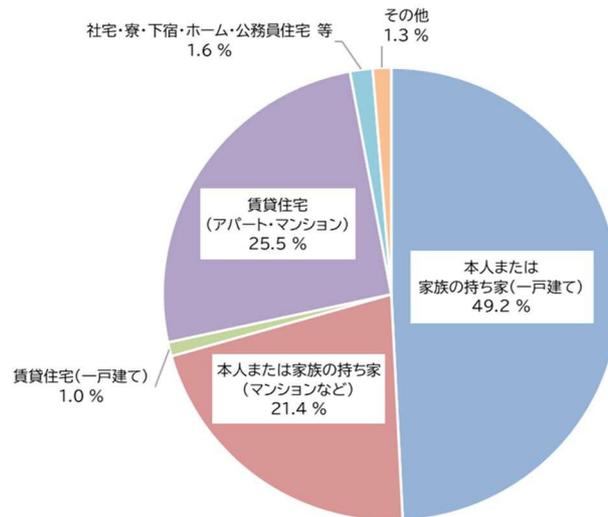
【居住年数】

(n=1,000)



【居住形態】

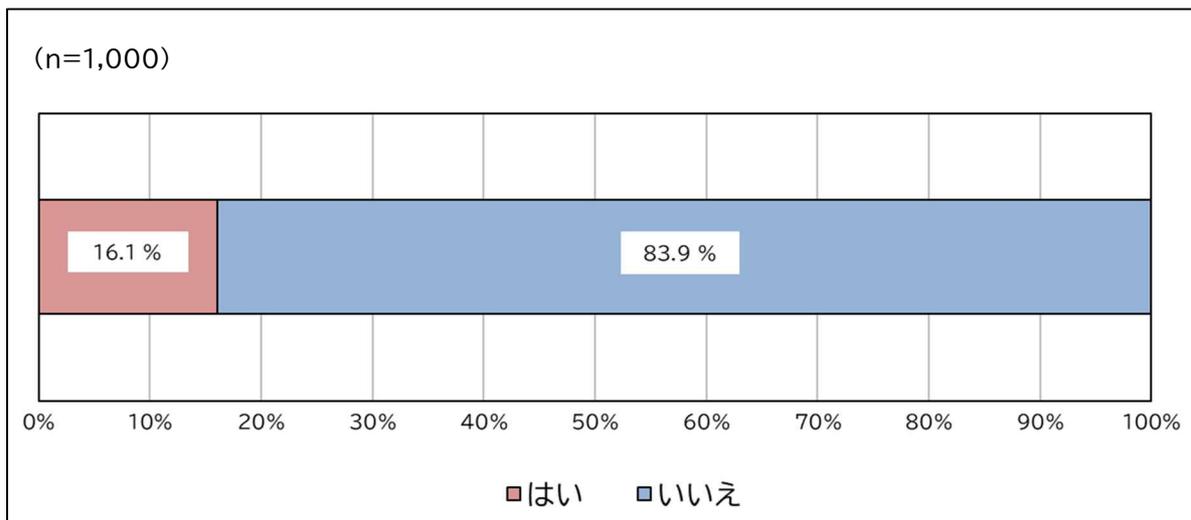
(n=1,000)



Q2. 環境共生都市の実現に向けた環境分野の総合計画である「さいたま市環境基本計画」について知っていますか。

「さいたま市環境基本計画について知っていますか」という問いに対して「はい」と回答した割合は16.1%、一方で、「いいえ」と回答した割合は83.9%でした。前回（令和6年度）のアンケートにおいては、「はい」は16.8%、「いいえ」は83.2%でしたので、ほぼ変化は見られませんでした。

8割以上の市民が環境基本計画を知らないと回答しており、今後は広報・啓発活動を強化することで、市民の認知度を高める工夫が必要です。



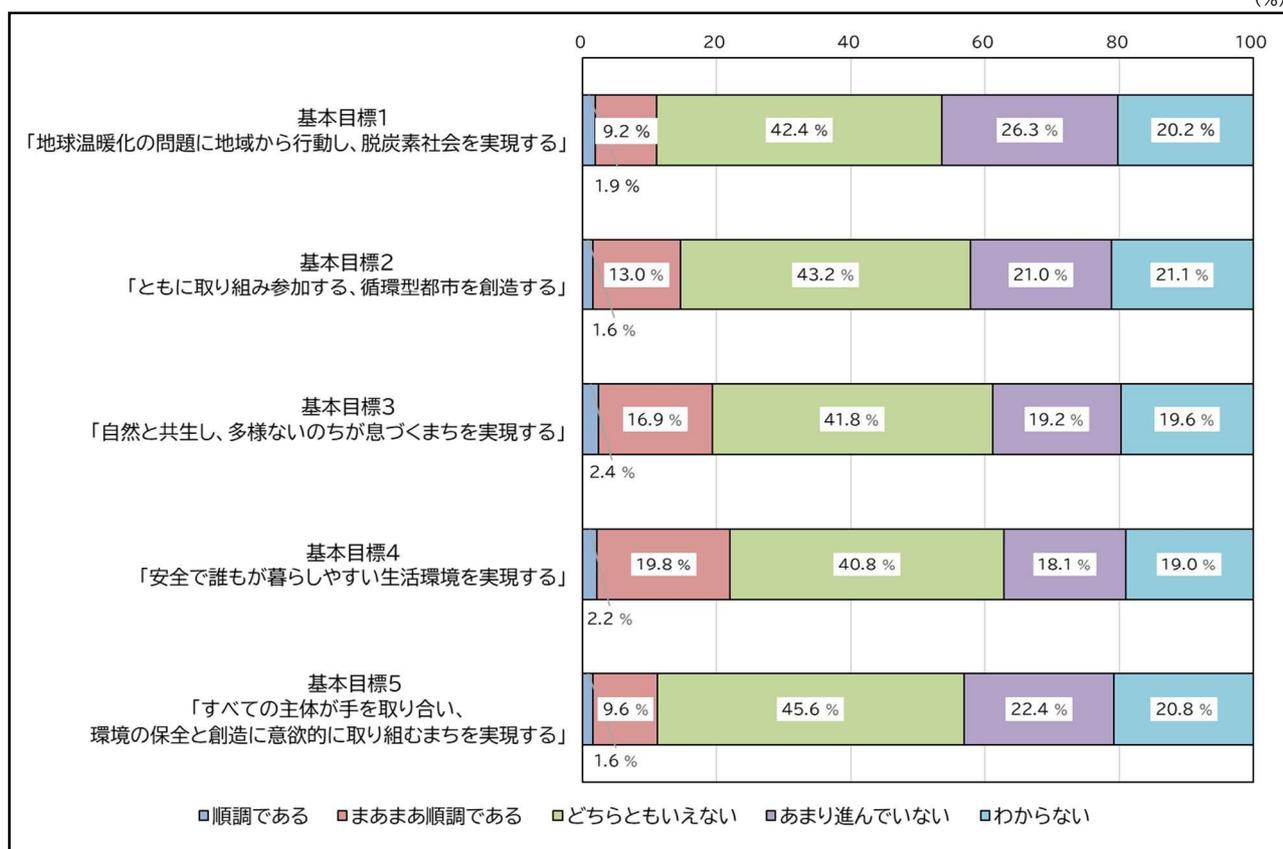
Q3. さいたま市が行う環境基本計画の基本目標の進捗状況についてお答えください。

基本目標 1 から 5 の進捗状況について、「順調である」と「まあまあ順調である」と回答した割合が最も高いのは基本目標 4「安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する」で 22.0%でした。

次いで高いのは、基本目標 3「自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する」で 19.3%でした。

一方「あまり進んでいない」と回答した割合が最も高いのは基本目標 1「地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する」で 26.3%、次いで基本目標 5「すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する」で 22.4%でした。この傾向は、昨年アンケート結果と同様でした。

(%)

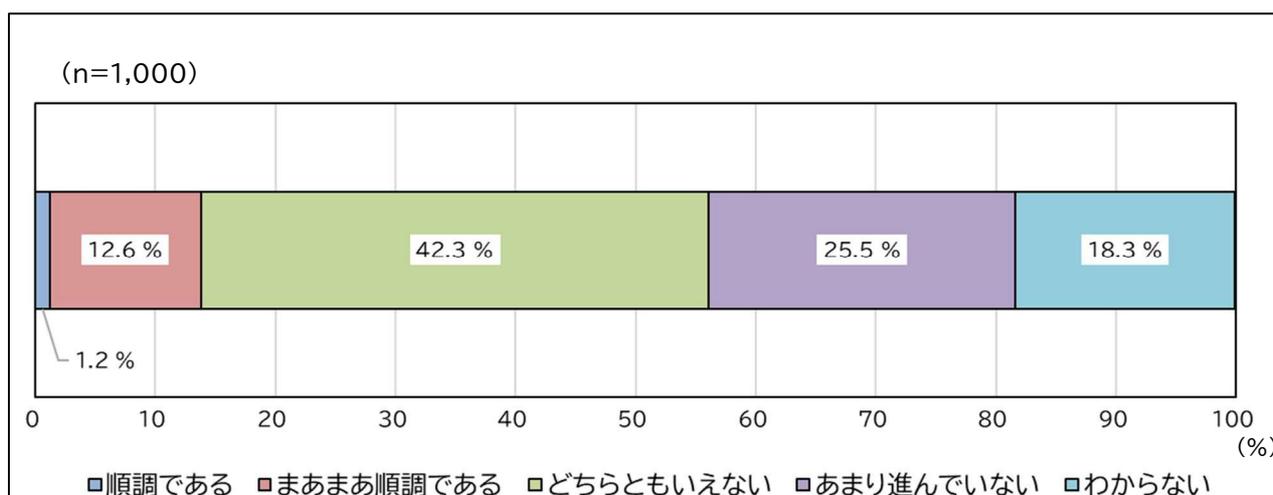


Q4. さいたま市が目指す「望ましい環境像：豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市」実現の達成状況についてお答えください。

「望ましい環境像」実現の達成状況について、「順調である」と「まあまあ順調である」と回答した割合は13.8%でした。一方で「あまり進んでいない」と回答した割合は25.5%でした。

また、「どちらともいえない」と回答した割合が42.3%で最も多く、「わからない」は18.3%でした。

昨年のアンケート結果と比較すると、「わからない」の割合は6.4ポイント減少しましたが、「あまり進んでいない」の割合が6ポイント上昇しており、「どちらともいえない」の割合も3.8%上昇しています。

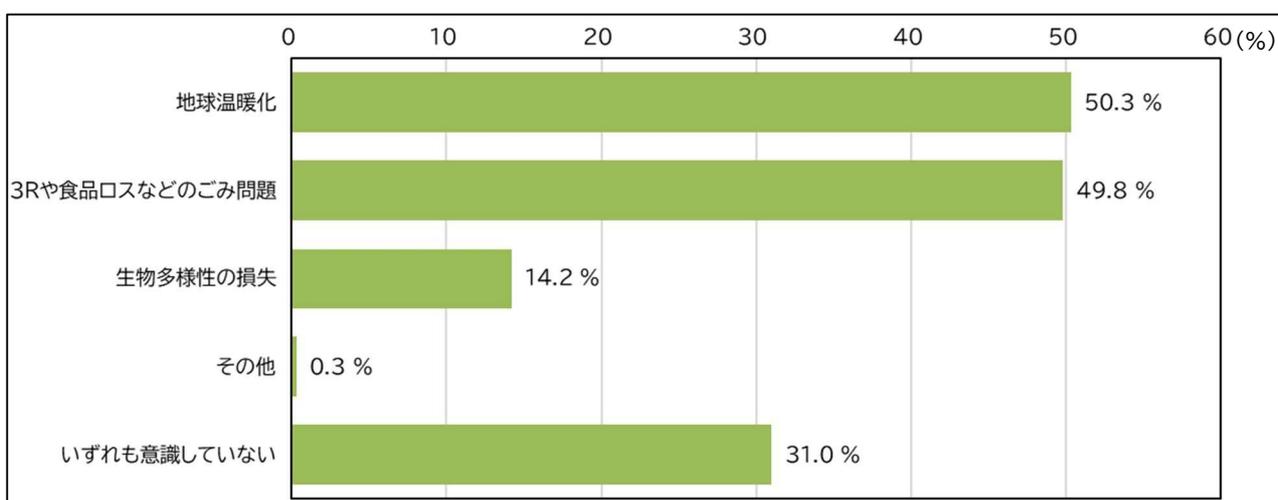


Q5. あなたは、日々の生活を送る中で、以下の環境問題について意識することがありますか。(複数回答可)【新設】

環境問題について、日々の生活を送る中で「地球温暖化」と「3R や食品ロスなどごみ問題」を意識していると回答した割合がどちらも高く約50%でした。

一方で「いずれも意識していない」と回答した割合は31.0%でした。

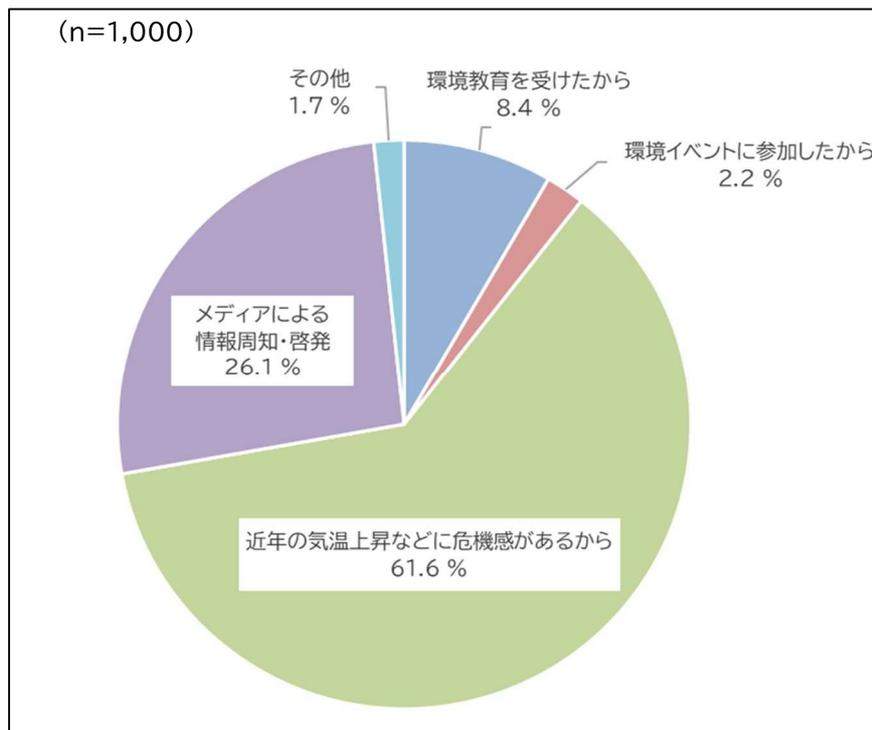
このような状況から、環境問題への意識は潜在的に高い傾向であることが分かりました。



Q6. 環境問題について意識するようになったきっかけは何ですか。【新設】

Q5 の設問は、「地球温暖化」「3R や食品ロスなどのごみ問題」「生物多様性の損失」「その他」と回答した市民に回答を求めました。

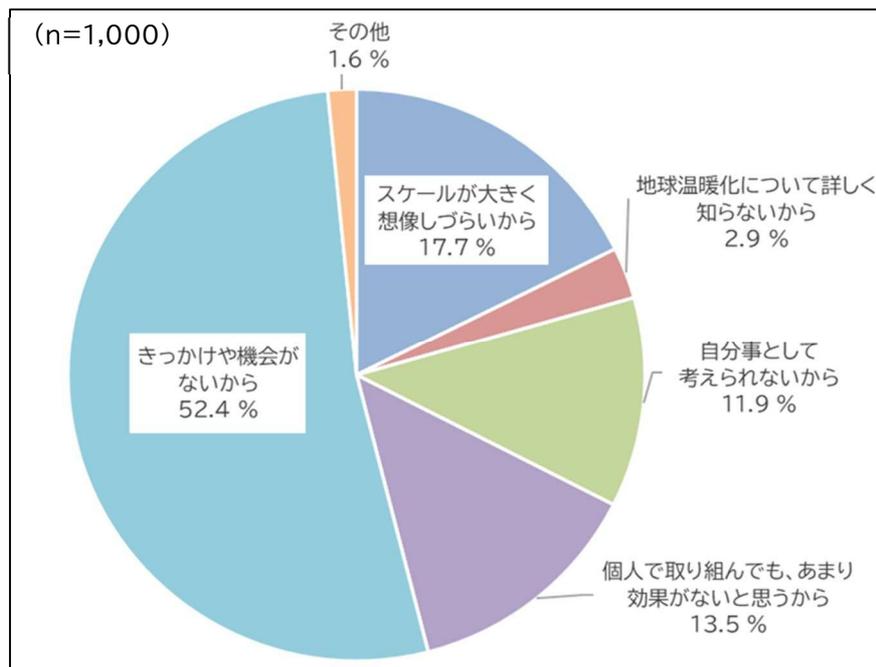
この中で、環境問題について意識するようになったきっかけについて、「近年の気温上昇などに危機感があるから」と回答した割合が最も高く 61.6%でした。次いで「メディアによる情報周知・啓発」が 26.1%、「環境教育を受けたから」が 8.4%でした。



Q7. 環境問題について意識をしていない理由は何ですか。【新設】

Q5 の設問は、「いずれも意識していない」と回答した市民に回答を求めました。

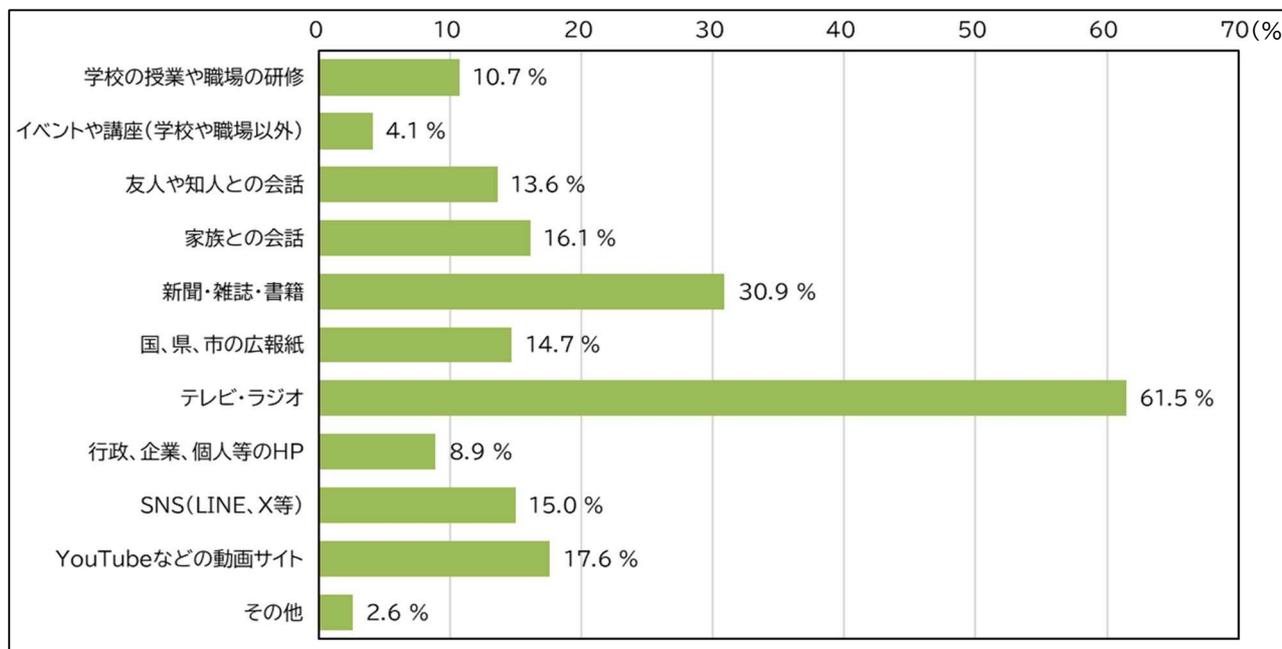
その中で、環境問題について意識をしていない理由は、「きっかけや機会がないから」と回答した割合が最も高く 52.4% でした。次いで「スケールが大きく想像しづらいから」が 17.7%、「個人で取り組んでも、あまり効果がないと思うから」が 13.5%、「自分事として考えられないから」が 11.9%、などでした。



Q8. あなたは環境に関する情報を主にどこから得ていますか。(最大3つまで回答)

環境に関する情報の入手先について、回答割合が最も高いのは「テレビ・ラジオ」で61.5%、次いで「新聞・雑誌・書籍」が30.9%、「YouTubeなどの動画サイト」が17.6%でした。

一方で回答割合が最も低いのは「イベントや講座(学校や職場以外)」で4.1%でした。次いで「行政、企業、個人等のHP」が8.9%、「学校の授業や職場の研修」が10.7%、などでした。



Q9. さいたま市では、毎年環境啓発リーフレットを作成しています。次年度の作成に向けて、どのような内容を掲載してほしいですか。(複数選択可) 【新設】

次年度の環境啓発リーフレットに掲載してほしい内容について、回答割合が最も高いのは「生活の中で身近にできる取組」で48.5%、次いで「環境問題の現状」で43.4%、「市の環境への取り組み紹介」で37.5%でした。



＜アンケート結果 総括＞

今回のアンケート結果により、環境基本計画の「望ましい環境像」の実現についてのアンケート結果にあるように「どちらともいえない」「わからない」の回答で6割を超えており、また、以下の特徴が分かりました。今後の環境施策の参考と致します。

1 さいたま市の環境施策に対する認識

さいたま市民の環境施策に対する認識は、基本目標の進捗に対する問いかけについても「どちらともいえない」「わからない」の回答で6割前後を占めています。

以上の状況から、市としては環境施策の認知度を高める工夫を行い、広報・啓発活動を進める必要性が表れています。

2 さいたま市民の環境問題への意識

施策に対する認識が少ない一方で、環境問題への意識は総じて高いことが分かりました。

地球温暖化、ごみ問題に対する意識は市民の半数が意識している結果となり、比較的高い傾向にあります。その要因は、近年の気温上昇などへの危機感が6割以上を占めています。また、マスメディアの情報周知や啓発を含めると9割近くを占めています。

よって、気候変動やメディアの情報といった日常生活の中で、環境問題への意識を高めていると言えます。

3 情報入手の手段

さいたま市民はテレビ・ラジオによる情報入手が6割を超えて最も多いことが分かりました。次に、新聞・雑誌・書籍が約3割であり、ネット経由の情報については動画サイトが17.6%で3番目に高い情報媒体となってきました。

日常生活でテレビ・ラジオに触れる機会が多いことから、従来の情報媒体の活用が効果的であることが分かりました。また、SNSや動画サイトといったネット経由の情報のさらなる活用も進める必要があります。

さいたま市の環境啓発リーフレットに対する掲載内容の要望については、「生活の中で身近にできる取組」を希望する割合が最も高く（48.5%）、次いで「環境問題の現状」が43.4%と高い割合を示していました。

このようなことから、具体的な情報として自分が行うべき行動内容を求めていることが推察されました。

4 まとめ

アンケート結果から、さいたま市の現状は、行政の施策の周知は不十分であるが、日常生活を通し環境への意識が高い市民が多いことがわかりました。また、具体的な行動の情報への要求が高いことから、潜在的に環境に配慮した行動に繋がる可能性が高いと言えます。

今後、さいたま市の状況や施策及び具体的な行動についての情報発信を推進することで、行動モチベーションは高まり、行動変容へと繋がっていくと考えられます。

2. 本市の環境の概況

1. 環境の現況

(1) 大気環境基準達成状況 令和6年度

一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局5局の合計14局で大気汚染の状況を常時監視しています。

環境基準の定められている6物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5））のうち、光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を達成しました。

なお、全国的に、光化学オキシダントの環境基準達成率は、例年0.0～0.2%程度にとどまっています。

大気環境基準達成状況（令和6年度）

	物質	有効局（※）	達成局	達成率（％）
一般環境大気測定局	二酸化窒素（NO ₂ ）	7	7	100
	浮遊粒子状物質（SPM）	9	9	100
	光化学オキシダント（O _x ）	9	0	0
	二酸化硫黄（SO ₂ ）	3	3	100
	一酸化炭素（CO）	1	1	100
	微小粒子状物質（PM2.5）	6	6	100
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素（NO ₂ ）	5	5	100
	浮遊粒子状物質（SPM）	5	5	100
	微小粒子状物質（PM2.5）	1	1	100

※ 有効局：年間の測定時間が6,000時間以上の測定局のことをいいます。

微小粒子状物質（PM2.5）については、年間測定日数が250日以上の測定局のことをいいます。

評価方法

項目	環境基準	評価の方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	長期的評価 (年間98%値評価) 注1)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	長期的評価 (2%除外値評価) 注2) 短期的評価
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること	短期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	長期的評価 (2%除外値評価) 注2) 短期的評価
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	長期的評価 (2%除外値評価) 注2) 短期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	長期的評価 短期的評価 (年間98%値評価) 注1)

注1) 年間98%値: 一年間に測定された日平均値を低い方から順に並べて98%目に該当する値を示します。

注2) 2%除外値: 一年間に測定された日平均値を高い方から順に並べて2%の範囲にある値を除外し、残った測定値で最も高い値を示します。

大気汚染常時監視測定局の測定結果 (令和6年度)

区分	測定項目	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				光化学オキシダント (O _x)			二酸化硫黄 (SO ₂)				一酸化炭素 (CO)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			
		平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準	平均値 (mg/m ³)	日平均値の2%値除外値 (mg/m ³)	長期的評価	短期的評価	昼間の1時間値の平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	環境基準	平均値 (ppm)	日平均値の2%値除外値 (ppm)	長期的評価	短期的評価	平均値 (ppm)	日平均値の2%値除外値 (ppm)	長期的評価	短期的評価	平均値 (μg/m ³)	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	長期基準	短期基準
一般局	1 さいたま市役所	0.009	0.024	○	0.014	0.032	○	○	0.036	0.052	×	0.002	0.002	○	○	0.3	0.4	○	○	10.0	21.0	○	○
	2 根岸				0.014	0.037	○	○	0.037	0.054	×												
	3 宮原	0.010	0.023	○	0.015	0.038	○	○	0.033	0.050	×									8.3	19.3	○	○
	4 春里				0.014	0.033	○	○	0.034	0.051	×												
	5 指扇	0.008	0.019	○	0.014	0.032	○	○	0.036	0.053	×												
	6 片柳	0.008	0.022	○	0.015	0.038	○	○	0.036	0.052	×									8.5	18.8	○	○
	7 大宮	0.010	0.023	○	0.013	0.032	○	○	0.037	0.053	×	0.001	0.002	○	○					8.4	18.3	○	○
	8 岩槻	0.003	0.012	○	0.016	0.042	○	○	0.038	0.054	×									9.2	20.3	○	○
	9 城南	0.010	0.025	○	0.016	0.040	○	○	0.036	0.053	×	0.001	0.001	○	○					9.7	21.1	○	○
自排局	1 曲本自排	0.016	0.033	○	0.018	0.032	-	○															
	2 辻自排	0.014	0.032	○	0.015	0.033	○	○															
	3 三橋自排	0.015	0.031	○	0.016	0.030	○	○												8.7	19.3	○	○
	4 大和田自排	0.011	0.024	○	0.013	0.031	○	○															
	5 西原自排	0.014	0.030	○	0.017	0.026	-	○															



大気汚染常時監視測定局位置

(2) 河川水質の環境基準達成状況 令和6年度

市内の主な5河川について、水質の汚濁状況を測定しています。

環境基準の定められている4項目（水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO））について、市全体の環境基準達成率は、pHが100%、BODが94.0%、SSが100%、DOが98.8%になりました。

類型別河川の環境基準

項目 類型	基準値			
	水素イオン濃度 (pH) (-)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)
A	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上
B	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上
C	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上
D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上

評価方法

項目	評価の方法
水素イオン濃度 (pH)	日間平均値が基準値を満たしていること
生物化学的酸素要求量 (BOD)	日間平均値が基準値を満たしていること 年間通しての適否を判断するには、日間平均値の年間75%値が基準値を満たしていること
浮遊物質 (SS)	日間平均値が基準値を満たしていること
溶存酸素量 (DO)	日間平均値が基準値を満たしていること

注1) 日間平均値 : ある一日に測定された測定結果の平均値を示します。

注2) 日間平均値の年間75%値 : 一年間に測定された日間平均値を低い方（水質の良い方）から順に並べ75%目に該当する値を示します。

河川の水質測定結果（令和6年度）

河川名		芝川		藤右衛門川	笹目川	鴨川		綾瀬川
地点番号		1	2	3	4	5	6	7
地点名称		八丁橋	境橋	柳橋	市立浦和南高校脇	中土手橋	加茂川橋	巖橋
測定回数		12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
類型		D	D	D	C	C	C	C
水素イオン濃度	最小	7.3	7.3	7.5	7.5	7.3	7.2	7.2
	最大	7.8	7.7	8.0	7.9	7.9	7.9	8.0
	平均	7.6	7.5	7.8	7.6	7.6	7.6	7.6
pH	環境基準超過回数	0	0	0	0	0	0	0
	環境基準達成率	100%		100%	100%	100%		100%
生物化学的酸素要求量	最小	0.8	0.6	0.7	1.1	1.0	1.1	1.0
	最大	6.8	2.9	2.5	4.4	11.0	7.1	5.2
BOD (mg/L)	平均	3.0	1.3	1.4	2.7	3.2	3.1	2.5
	75%値	4.4	1.5	1.6	3.4	2.9	3.2	3.4
	環境基準超過回数	0	0	0	0	2	2	1
浮遊物質 (mg/L)	環境基準達成率	100.0%		100%	100.0%	83.3%		91.7%
	最小	4	1	1	3	5	6	4
SS (mg/L)	最大	30	13	31	23	50	24	36
	平均	16	6	6	9	15	13	18
	環境基準超過回数	0	0	0	0	0	0	0
溶解酸素量 (mg/L)	環境基準達成率	100%		100%	100%	100%		100%
	最小	4.8	5.5	6.3	5.1	5.2	4.5	5.3
DO (mg/L)	最大	10.0	10.0	11.0	8.0	12.0	10.0	12.0
	平均	7.3	7.6	8.1	7.0	7.9	7.6	8.0
	環境基準超過回数	0	0	0	0	0	1	0
DO (mg/L)	環境基準達成率	100%		100%	100%	95.8%		100%



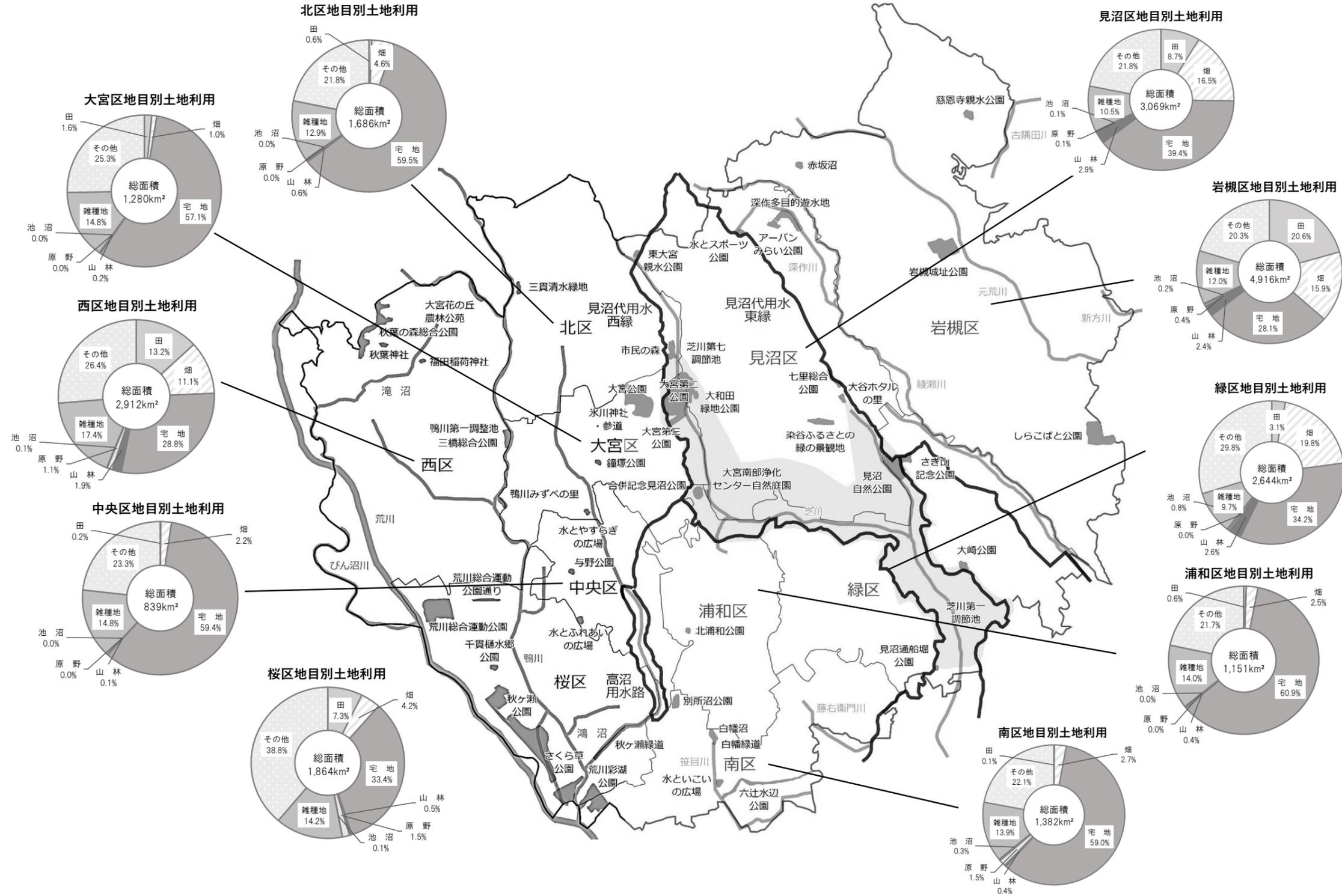
河川調査地点図

公共用水域測定計画地点

	一級河川	県測定計画地点名
1	芝川	八丁橋
2	芝川	境橋
3	藤右衛門川	柳橋
4	笹目川	市立浦和南高校脇
5	鴨川	中土手橋
6	鴨川	加茂川橋
7	綾瀬川	巖橋

2. 自然環境の現況

市内の主な公園、河川、用水路及び見沼田圃などを記載しています。また、令和5年の各区の地目別土地利用を円グラフで示しています。



地目別土地利用図

3. 本市の環境関連条例

1. さいたま市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第10条―第25条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力（第26条）
- 第3章 環境審議会（第27条）
- 第4章 補則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、基本理念ののっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造について配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、さいたま市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(事業等に係る環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者に対し、当該事業の実施に際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第12条 市は、前条の事業のうち、環境への影響に関し特に必要があると認められる事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響を事前に評価し、その結果に基づき、その事業が環境に配慮されたものとなることを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、環境の保全及び創造について必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等人と自然のふれあいができる快適な環境の適正な保全に資する公共的施設の整備及び健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解と関心を深められるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究等)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、巡視等の体制を整備するものとする。

(環境監査)

第23条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう、これらのものとの連携に努めなければならない。

(総合調整のための体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全及び国際協力)

第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携して、地球環境保全に関し、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、さいたま市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民及び事業者の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成13年5月1日から施行する

2. その他の環境関連条例一覧

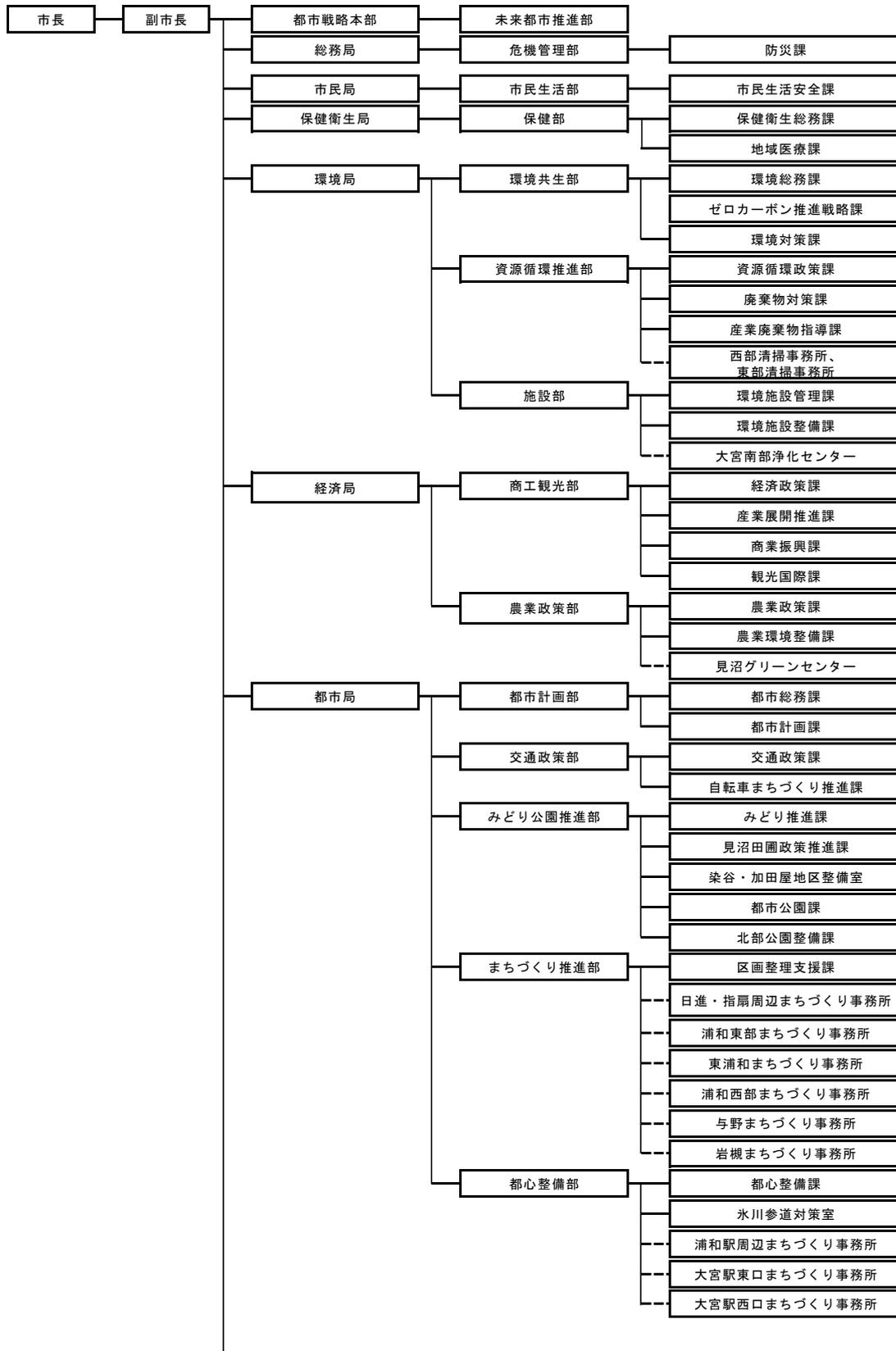
名 称	制定年月日
さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成 13 年 5 月 1 日
さいたま市空き地の環境保全に関する条例	平成 13 年 5 月 1 日
さいたま市みどりの条例	平成 13 年 5 月 1 日
さいたま市環境影響評価条例	平成 15 年 3 月 14 日
さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	平成 19 年 3 月 15 日
さいたま市生活環境の保全に関する条例	平成 20 年 10 月 17 日
さいたま市景観条例	平成 22 年 3 月 25 日
さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例	平成 23 年 12 月 27 日
さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続きに関する条例	平成 27 年 3 月 12 日
さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和 5 年 12 月 28 日

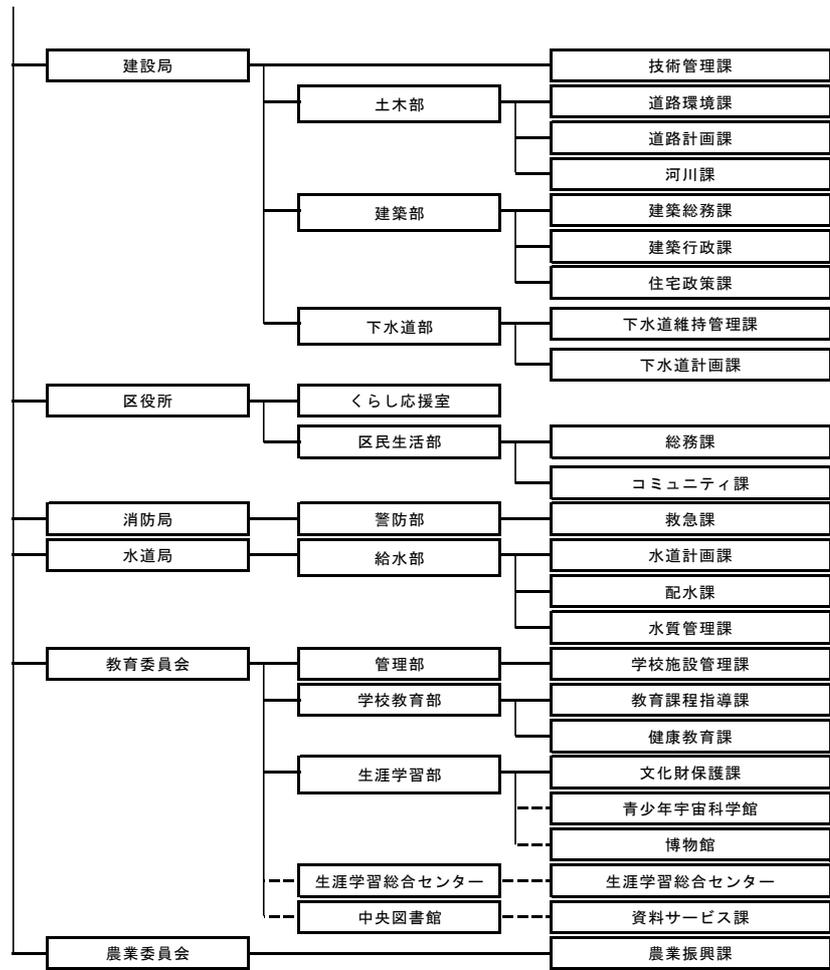
※さいたま市例規集はこちらをご覧ください。

⇒ <http://www1.g-reiki.net/saitama/reiki.html>

4. 本市の行政組織

1. 本市の行政組織図（令和7年4月1日現在）





※環境局以外は年次報告書に関連のある組織のみ表示
 ※点線は、さいたま市事業所事務分掌規則等に定める事業所やそれに類する組織等

2. さいたま市環境局事務分掌（令和7年4月1日現在）

環境共生部

■ 環境総務課

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 環境学習の推進に関すること。
- (4) 環境審議会に関すること。
- (5) 空き地及び空き家等の適正管理の総括に関すること。
- (6) 区役所の空き地及び空き家等の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。

■ ゼロカーボン推進戦略課

- (1) 地球温暖化対策に係る企画立案及び総合調整に関すること。
- (2) 脱炭素先行地域事業に関すること。
- (3) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (4) 省エネルギーの推進に関すること。
- (5) 次世代自動車の普及に関すること。
- (6) 次世代エネルギーの利活用に関すること。

■ 環境対策課

- (1) 環境保全に係る企画及び推進に関すること。
- (2) 公害防止計画の企画及び推進に関すること。
- (3) 環境影響評価に関すること。
- (4) 環境影響評価技術審議会に関すること。
- (5) 公害関係の苦情処理に関すること。
- (6) 公害の未然防止指導に関すること。
- (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る測定及び調査に関すること。
- (8) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (9) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る測定及び調査に関すること。
- (10) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (11) ダイオキシン類による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (12) 化学物質管理に係る企画及び啓発並びに届出及び指導に関すること。
- (13) 合併処理浄化槽の普及、啓発及び助成に関すること。
- (14) 浄化槽設置届等の届出に関すること。
- (15) 浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
- (16) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (17) 浄化槽の維持管理指導に関すること。
- (18) 地盤沈下防止に係る地下水採取の許可及び届出に関すること。
- (19) 公害防止組織に係る届出及び指導に関すること。
- (20) 自動車から排出される大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に関すること。
- (21) 水環境及び生物多様性の保全に係る企画及び調整に関すること。
- (22) 水環境及び生物多様性の保全に係る普及啓発に関すること。
- (23) 地域の生物多様性の増進に関すること。
- (24) 水環境ネットワーク及び水辺サポート制度に関すること。
- (25) 大宮南部浄化センター、桜環境センターとの生物多様性に係る連絡調整に関すること。

- (26) 外来生物に関すること。
- (27) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。
- (28) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。

資源循環推進部

■ 資源循環政策課

- (1) 一般廃棄物の処理に係る総合計画の企画及び推進に関すること。
- (2) 分別収集に係る企画、推進、及び啓発に関すること。
- (3) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に係る総合計画の企画及び推進に関すること。
- (4) 環境美化に関すること。
- (5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (6) 区役所の一般廃棄物及びリサイクルの企画、推進及び啓発に係る事務の総合調整に関すること。

■ 廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物排出事業者及び一般廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び届出に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理に係る委託(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 分別収集に係る啓発及び指導に関すること。
- (5) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に係る啓発及び指導に関すること。
- (6) 大規模排出事業者に対する排出抑制指導に関すること。
- (7) 事業系資源物のリサイクルの推進に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (9) 区役所の一般廃棄物及びリサイクルの指導及び啓発に係る事務の総合調整に関すること。
- (10) 鈴谷清掃工場に関すること。
- (11) 西部清掃事務所及び東部清掃事務所とのごみ収集に係る連絡調整に関すること。

■ 産業廃棄物指導課

- (1) 産業廃棄物の処理計画に関すること。
- (2) 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び届出に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。
- (5) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関すること。
- (6) 産業廃棄物の不法処理対策に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不法投棄に関すること。
- (8) 使用済自動車解体業者及び使用済自動車破砕業者の指導及び監督に関すること。
- (9) 使用済自動車解体業及び使用済自動車破砕業の許可及び届出に関すること。
- (10) 使用済自動車引取業者及びフロン類回収業者の指導及び監督に関すること。
- (11) 使用済自動車引取業及びフロン類回収業の登録及び届出に関すること。
- (12) ポリ塩化ビフェニルの保管場所に係る届出及び管理指導に関すること。
- (13) 建設リサイクルに係る再資源化に関すること。
- (14) 土砂のたい積の許可並びに指導及び監視に関すること。
- (15) 再生資源物屋外保管事業者の指導及び監督に関すること。
- (16) 再生資源物屋外保管事業場の許可及び届け出に関すること。

■ 西部清掃事務所

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。
- (2) 収集車両の配置計画に関すること。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 分別収集及びその啓発に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。
- (6) 業務上の事故防止に関すること。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関すること。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。

■ 東部清掃事務所

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。
- (2) 収集車両の配置計画に関すること。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 分別収集及びその啓発に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。
- (6) 業務上の事故防止に関すること。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関すること。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。
- (9) 粗大ごみ収集の受付に関すること。

施設部

■ 環境施設管理課

- (1) 一般廃棄物処理施設(他の所管に属するものを除く。)の管理の総括に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設における廃棄物処理の全体計画及び調整に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理及び処分の技術開発に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 最終処分場の管理に関すること。
- (5) 埋立処分に関すること。
- (6) 最終処分場に係る協力団体の調整に関すること。
- (7) 桜環境センターの管理に関すること。
- (8) 桜環境センターの廃棄物処理手数料の収入事務に関すること。
- (9) 桜環境センター余熱体験施設の使用料の収入事務に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理施設に関する交付金、補助金等に関すること。

■ 環境施設整備課

- (1) 一般廃棄物処理施設(他の所管に属するものを除く。)の計画及び整備に関すること。
- (2) サーマルエネルギーセンター整備事業に関すること。

■ 西部環境センター

- (1) 廃棄物の焼却及び破碎に関すること。
- (2) 施設の運転計画に関すること。
- (3) 施設の管理に関すること。
- (4) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。
- (5) 業務上の事故防止に関すること。
- (6) 廃棄物処理手数料の収納に関すること。

■ クリーンセンター大崎

- (1) 廃棄物の焼却及び破碎に関する事。
- (2) 施設の運転計画に関する事。
- (3) 施設の管理に関する事。
- (4) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。
- (5) 業務上の事故防止に関する事。
- (6) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。

■ 大宮南部浄化センター

- (1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関する事。
- (2) し尿処理施設の管理及び運営に関する事。
- (3) 学習施設の管理及び運営に関する事。
- (4) 各種記録の作成及び報告に関する事。
- (5) 業務上の事故防止に関する事。

■ クリーンセンター西堀

- (1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関する事。
- (2) し尿処理施設の管理及び運営に関する事。
- (3) 各種記録の作成及び報告に関する事。
- (4) 業務上の事故防止に関する事。

5. 用語解説

【あ行】

用語	説明
暑さ指数 (WBGT)	熱中症を予防することを目的として昭和 29 年にアメリカで提案された指標で、単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示される。人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射 (ふくしゃ) など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れている。
あんきよ 暗渠	地中に埋設された河川や水路のこと。
石綿 (アスベスト)	天然に産出する繊維状の鉱物。耐久性、耐熱性等の性質から、建築材料等として多量に使用されてきたが、吸入するとじん肺、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性もあることから、現在では、原則として製造や使用が禁止されている。
一酸化炭素 (CO)	石油やガスなど炭素を含むものが不完全燃焼を起こすと発生する大気汚染物質。血液中のヘモグロビンと結合し中毒を引き起こすほか、温室効果ガスであるメタンの大気中での寿命を長くする。
一般環境大気測定局 (一般局)	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、住宅地等の一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するため設置されたもの。二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素などについて測定を実施している。
インセンティブ (Incentive)	成果に対する報酬など、外部から刺激を与えることで、人の意欲を向上させ、行動を促す「動機付け」のこと。
雨水幹線	豪雨時に側溝などに集水した雨水を流す主要な下水管のこと。
エコドライブ	環境への負荷を減らし、安全で経済的な自動車の運転方法のこと。急発進・急減速を避け、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質や二酸化炭素の排出量削減、燃費の向上が可能となる。
エコロジカル・ネットワーク	野生生物が生息・生育・移動・繁殖するために必要な、自然環境を繋ぐネットワークのこと。林、河川、湿地、農地などの生息地や、それらを結ぶ緑の回廊 (コリドー) を保全・再生することで、生物多様性の保全や生態系サービスの維持を図る。生態系ネットワークとも呼ばれる。
エネルギーマネージメントシステム (EMS)	建物や工場などにおけるエネルギーの使用状況を「見える化」し、効率的なエネルギーの使用を管理・最適化するための仕組み。センサーや測定機器で収集したデータをもとに、電力やガス、空調などの使用量をリアルタイムで把握・分析し、省エネルギー対策の立案や自動制御に活用する。
OECM	保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。
屋上緑化	建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断 (省エネルギー効果)、多様な生物空間の確保などの効果がある。
オゾン層	地上から 10km~50km の上空 (成層圏) にあるオゾン濃度が高い部分のこと。太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地上の生物を守っている。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称は GHG (Greenhouse Gas)。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、代替フロン等 4 ガス [ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF ₆)、三ふっ化窒素 (NF ₃)] の 7 つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

【か行】

用語	説明
外来種	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のこと。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響（汚濁負荷量）を9分の1に削減できる。
環境影響評価	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、住民その他利害関係者から環境保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることで、公害防止や環境の保全を図ること。
環境基準	環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。
環境保全型農業	農業が有する物質循環の特性を最大限に活用し、農地等の環境保全機能を一層向上するとともに、農業に伴う環境への負荷を出来る限り削減することを目指した農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬使用量の削減、家畜ふん尿等から作られる堆肥を利用した有機農法への取組などがある。
環境リスク	様々な環境要因が人の健康や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のこと。
キシレン	ベンゼンの水素のうち2つをメチル基で置換したもので、3種類の異性体、o-キシレン（1,2-ジメチルベンゼン）、m-キシレン（1,3-ジメチルベンゼン）、p-キシレン（1,4-ジメチルベンゼン）が存在する。いずれも可燃性で、毒劇法により医薬用外劇物に指定されている。
揮発性有機化合物（VOC）	Volatile Organic Compounds。トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、太陽光線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。塗料、インキ、溶剤（シンナー等）に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法（昭和41年）に基づき指定されたものと、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年）に基づき指定されたものがある。いずれも大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため国土交通大臣により指定されるもので、指定された緑地の管理（行為規制、土地の買い上げ等）は都道府県（一部は市町村）が行う。また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。
グリーンリカバリー	気候変動への対応や生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じることを通じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出すことを狙う策のこと。新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウィズコロナ、アフターコロナにおける政策の一つ。
建築物緑化	建築物の屋上や壁面等に植物を植え緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建築物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。
公害	環境基本法第2条第3項の規定により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という）によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

光化学オキシダント (Ox)	自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する有害な物質の総称。晴れて気温の高い日に都市部やその周辺で濃度が高くなる傾向がある。高濃度になると、目やのどの痛み、呼吸器への影響など健康被害を引き起こす恐れがあり、大気汚染の一種として注意喚起が行われている。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路。
コージェネレーション	発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーを供給するしくみのこと。省エネルギーやCO ₂ の削減に効果を上げている。
固定価格買取制度	Feed-in Tariffs (FIT) とも呼ばれ、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電力について規定の価格（固定価格）で買い取ることを義務付ける制度。固定価格での買取により導入者の投資回収を予測しやすくし、再生可能エネルギーへの投資を加速させることを目的としている。
コミュニティバス	地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、自治体の関与のもと、交通不便地域の解消並びに公共施設、病院、駅、商店街など市民生活に密着した施設への移動手段の確保を主な目的としている。路線バス網の補完的な役割を担うもの。

【さ行】

用語	説明
<p>さいきけいせい 催奇形性</p>	<p>胎児に奇形を起こす性質のこと。受精卵が胎児に発達する個体発生のかかなり早い段階で、何らかの因子が作用した結果、胎児に外観的又は解剖学的な奇形を発生させることがある。催奇形性因子には、サリドマイドなどの化学物質のほか、物理的因子（放射線など）、生物的因子（ウイルスなど）、生理的因子（絶食など）、環境因子（酸素欠乏など）、遺伝的因子が知られている。</p>
<p>最終処分場</p>	<p>ごみの焼却灰等を埋め立てなどにより処分する場所のこと。特に都市部における新規用地の確保が問題となっている。</p>
<p>再生可能エネルギー</p>	<p>非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等の持続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。</p>
<p>サステナブル (Sustainable)</p>	<p>将来にわたって、維持、持続できること。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環との関係性の中で生きていることを認識し、行動することが大切といわれている。</p>
<p>里やま</p>	<p>自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林（関東地方では主としてコナラ・クヌギを優占種とする雑木林）、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡等を合わせた地域の景観のこと。</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物のこと。 大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。</p>
<p>市街化区域</p>	<p>都市計画法による都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに定める区域区分のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 なお、区域区分のうち市街化を抑制すべき区域として定める区域を市街化調整区域という。</p>
<p>自然共生サイト</p>	<p>ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとした、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を認定するもの。</p>
<p>次世代自動車</p>	<p>窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。 環境省の「次世代モビリティガイドブック 2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。</p>
<p>自動車排出ガス測定局 (自排局)</p>	<p>交差点、道路、道路端付近等、自動車の排気ガスによって大気汚染の影響を受けやすい区域において大気の状態を常時監視することを目的に設置されている測定局のこと。</p>
<p>循環型社会</p>	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。</p>
<p>小水力発電</p>	<p>一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことにより発電すること。 「小水力発電」について厳密な定義はないが、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。</p>
<p>食品ロス</p>	<p>まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。 日本では、令和 5 年度の推計値は約 464 万トンとなっており、国連世界食糧計画(WFP)による 2023 年の食料支援量(約 370 万トン)の約 1.3 倍に相当する。</p>

新エネルギー	<p>太陽・風力等再生可能な自然エネルギーや、燃料電池、廃棄物発電・熱供給等のエネルギーシステムを含めた呼称。政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義される。</p> <p>新エネルギーの導入によって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減される。また、それに伴って排出されていた二酸化炭素の排出量を減らすことができるなどのメリットがある。</p>
水素イオン濃度 (pH)	<p>水の酸性、アルカリ性を示す指標。0～14 の間の数値で表現される。pH7 が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表す。通常日本の河川の pH 値は 7.0 前後、海域は 7.8～8.3 前後である。</p>
スマートシティ	<p>都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用し、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。</p>
スマートホーム	<p>家電、住宅機器などを IT でコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、CO₂排出の削減を実現する省エネ住宅。</p>
スマートホーム・コミュニティ	<p>環境負荷の軽減や、エネルギーセキュリティが確保されるとともに、住みやすく、住民同士のコミュニティの醸成を目的として、再生可能エネルギーの地産地消や、高断熱・高気密住宅、電線類の地中化、住民同士のコミュニティ形成といった要件を兼ね備えた街区。</p>
生活環境項目	<p>水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目。pH、D₀、BOD などの項目があり、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水などの水利用目的に応じて、基準値が定められている。</p>
生活支援サービス	<p>AI、IoT などの先進技術や、大学・民間企業等の知見を活用した、市民生活の質(QOL)の向上につながるサービスのこと。</p>
生活排水	<p>台所、洗濯、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。いわゆる下水。</p>
生産緑地	<p>市街化区域内において公害の防止又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地(農地等)や森林のこと。</p>
生態系	<p>食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物をとりまく無機的環境(水、大気、光など)の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものがあり、時として地球全体を一つの生態系と見ることもある。</p>
生物化学的酸素要求量 (BOD)	<p>Biochemical Oxygen Demand。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつ。普通 20℃において 5 日間に消費する量を、ppm 又は mg/l で示す。化学的酸素要求量(COD)が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられる。</p>
生物多様性	<p>様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルで多様性があるとしている。</p>
清流ルネッサンス	<p>河川事業及び下水道事業の推進によって、水環境の改善を図るための行動計画「水環境改善緊急行動計画」の通称。本市では、「清流ルネッサンスⅡ(第二期水環境改善緊急行動計画)」において、綾瀬川、芝川が対象となっている。</p>
ゼロカーボンシティ	<p>令和 32(2050)年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。</p>
卒 FIT	<p>FIT(固定価格買取制度)による電力の買取期間が満了した太陽光などの発電のこと。</p>

【た行】

用語	説明
ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。
太陽光発電	光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。
太陽熱採光システム	太陽光を採光するための自動追尾する駆動部を備え、室内や地下等に自然光を取り入れるシステム。
太陽熱利用システム	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。
多自然川づくり	治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ保全し、改変する場合は最低限の改変にとどめるとともに、自然の土や石などをより多く使って植物が繁茂し魚や虫などの生物が生息しやすいように工夫を施すなどの配慮を行う河川工事のこと。
単独処理浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽を指す。
地下水位	地表面から地下水面までの深さ。地下水位の変化は、地下水量の増減に対応する。なお、区域区分のうち市街化を抑制すべき区域として定める区域を市街化調整区域という。
地球温暖化	人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の最新の報告によれば、20世紀半ば以降の温度上昇のほとんどは人間活動に伴う温室効果ガスが原因であり、現在の政策では今後20～30年は温室効果ガス排出量が増加、さらに温暖化が続くといわれている。
中間処理 （廃棄物の中間処理）	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものの選別回収もこの段階で行われる。等がある。
適応策	気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること。
デコ活	2050年カーボンニュートラル及び令和12(2030)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動。二酸化炭素(CO ₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種で、トリクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。ドライクリーニングのシミ抜き溶剤、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に利用されている。
天然ガス自動車	天然ガスを燃料とする自動車で次世代自動車の一種。圧縮天然ガス(CNG)車、液化天然ガス(LNG)車及び吸着天然ガス(ANG)車の3種類があるが、現在ではCNG車が普及の中心となっている。 CNG自動車は、ガソリン自動車に比べて二酸化炭素の排出を2割程度低減でき、また、ディーゼル自動車と比べると窒素酸化物、粒子状物質の排出低減に効果的である。1回の燃料充填で走行できる距離が短いのが欠点であるが、市のコミュニティバスなど都市内での路線バス、貨物集配車などを中心に普及が進められている。
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されている。 生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡及び野外に放つこと等を規制し、防除等を行うことが定められている。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
特定化学物質	PCBによる環境汚染問題を契機として、PCB類似の性状(難分解性、高蓄積性及び慢性毒性)を有する化学物質の規制を目的として、昭和48年10月に「化学物質の審査

	<p>及び製造等の規制に関する法律」が公布された。同法により、新規の化学物質については、難分解性、高蓄積性及び慢性毒性等があるかどうか、その製造又は輸入前に審査（新規化学物質の事前審査）され、それらの性状をすべて有する化学物質を「特定化学物質」として指定し、製造、輸入、使用等の規制を行ってきた。</p> <p>その後、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンによる地下水汚染問題等を契機に昭和 61 年 5 月の同法の改正により、従来の特定化学物質が第一種特定化学物質とされ、新たに高蓄積性はないものの難分解性であり、かつ慢性毒性等の疑いがある化学物質が指定化学物質として指定されることとなった。指定された化学物質については、製造量等の監視を行い、当該指定化学物質により相当広範な地域の環境汚染により健康被害を生ずるおそれがあると見込まれる場合には有毒性の調査がなされる。</p> <p>その結果、慢性毒性等があることが判明した場合には、「第二種特定化学物質」として指定される。第二種特定化学物質については、取扱いに係る技術上の指針の遵守、環境汚染の防止に関する表示が義務づけられるとともに、必要に応じ、製造、輸入量等の規制が行われることとなった。</p>
特定建設作業	<p>騒音規制法（昭和 48 年）及び振動規制法（昭和 51 年）に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。騒音規制法では、くい打ち機や削岩機等を使用する作業等の 8 種類の作業が、また、振動規制法では、くい打ち機、ブレーカーを使用する作業等の 4 種類の作業が指定されている。騒音規制法や振動規制法に基づき指定された指定地域内では、このような作業を含む建設工事を実施する場合には事前に市町村長に届出が必要となるなどの規制がなされている。</p>
特別緑地保全地区	<p>都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地の保全を図ることを目的に「都市緑地法」に基づいて指定する地域地区。市内では平成 18 年度に初めて、大和田緑地公園を指定している。</p>
独立行政法人国際協力機構（JICA）	<p>Japan International Cooperation Agency の略。開発途上地域等の経済・社会の開発、復興、経済の安定に寄与し、国際協力の促進、日本・国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする組織。技術協力等を行う。</p>
都市計画道路	<p>都市計画法に基づく都市計画決定による道路で、「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」の 4 種類がある。</p>
都市公園	<p>街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国又は地方公共団体が設置する公園のこと。</p>
土壌汚染	<p>有害物質等が水や大気を通じて又は直接土壌に浸透し生じる汚染で、一旦生じてしまうと汚染は容易に解消しないため、汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要である。</p>
土地区画整理事業	<p>土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。</p>
トリクロロエチレン	<p>有機塩素化合物の一種であり、テトラクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。金属、機械部品等の脱脂洗浄剤などに用いられる。</p>
トルエン	<p>有機化合物のひとつ。常温で揮発性があり引火性を有する無色透明の液体で、水には極めて難溶だが油類などをよく溶かし溶媒として広く用いられる。人体に対しては高濃度の存在下では麻酔作用があるほか、毒性が強く、日本では毒劇法により劇物に指定されている。</p>

【な行】

用語	説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄酸化物(SO _x)の一種で、硫黄や硫黄化合物の燃焼時に発生し、ぜんそく、酸性雨の原因となる大気汚染物質。
二酸化窒素 (NO ₂)	窒素酸化物(NO _x)の一種で、物質の燃焼過程などで生じる一酸化窒素が空気中で酸化され生成する。自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染の原因物質となる。呼吸器系統への影響が報告されている。
燃料電池	1950年代、米国のアポロ計画でも利用された歴史の長い技術で、補充可能なマイナス反応剤(水素)とプラス反応剤(空気中の酸素等)の化学反応により、継続的に電力や熱を取り出すことができる装置の総称。反応剤を補充し続けることで制限なく放電・放熱を永続的に行うことが可能。熱機関を用いる通常の発電システムと異なり、化学エネルギーから電気エネルギーへの変換途上で熱エネルギーや運動エネルギーという形態を経ないため理論上、発電効率を高くすることができる。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るために県知事が指定する地域。

【は行】

用語	説明
バイオマス	もとは生物の量を意味するが、転じて石油を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣(生ごみ)、剪定枝(枝の切りくず)、家畜ふん尿等がこれに当たる。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している直径が2.5μm(1μm=0.001mm)以下の超微粒子。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。
ヒートアイランド	人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。
風致地区	都市の自然の風致(おもむき、あじわい)を維持することを目的として都市計画区域内に定められた地区をいう。同地区では、「都市計画法」第58条及び「風致地区内における建築物等の規制に関する条例」により、建築物の新築、改築・増築、宅地の造成、木材伐採などの行為について、知事の許可が必要である。
不法投棄	廃棄物が法律の定める方法にしたがって適切に取り扱われずに、山林や水辺などに投棄されること。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因となる。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している直径2mm以下の不溶解性物質を浮遊物質(Suspended Solids)、あるいは懸濁物質と呼ぶ。 透明度の低下や溶存酸素の消費などによる生態系への影響が指摘されており、環境基準、排水基準等で基準値が定められている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	SPM(Suspended Particulate Matter)と呼ばれ、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径10μm(1μm=0.001mm)以下のものをいう。人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山等、自然的な発生源としては、土壌粒子、火山噴火物等があり、その組成は多種多様である。呼吸器系疾患等の健康への影響が指摘されている。
プラグインハイブリッド (PHV)	外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
フロン類	正式にはクロロフルオロカーボン(CFC)等と称されるフッ素を含む炭化水素で、冷媒、金属洗剤、噴霧材等に使われてきた。大気中に放出されるとほとんど分解されず上空の成層圏まで達し、塩素原子を放出して成層圏中のオゾンを破壊するため、ウ

	イーン条約やモントリオール議定書により国際的な枠組で生産規制等が実施されている。
粉じん	物の破碎、選別その他の機械的処理や、堆積に伴って発生又は飛散し、気体中に浮遊する塵状の固体粒子。大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めている。現在、特定粉じんにはアスベストのみが指定されている。
ベンゼン	独特の芳香を持つ無色の液体。かつては工業用の有機溶剤として用いられていたが、毒性が問題視され、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンにも含まれ、自動車排ガスからも検出される。
保存樹木	街の健全な環境の維持と向上を図るため、樹木のうち特に健全に生成したもの、美観上すぐれた樹木を指定する制度。保存樹木に指定されると奨励金が交付される。保存樹木の指定期間は10年間であり、以降は状況に応じて更新も可能。
保存緑地	良好な自然環境を有する緑地や風致又は景観が優れている500㎡以上の緑地等を、土地所有者の同意を得て指定する住民の利用には供さない非公開型の緑地。土地所有者が緑地の管理を行い、市は固定資産税及び都市計画税相当額を保全・管理のための補助金として交付する。

【ま行】

用語	説明
マイクロプラスチック	一般に5mm以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
マルチベネフィット	環境・エネルギー政策において、ひとつの施策や事業が、環境面だけでなく、経済、社会、防災など複数の分野にわたって同時に対策効果（便益・メリット）をもたらすこと。
マルチモビリティ・シェアリング	環境負荷の軽減や、市民や来街者の自由な移動を目的として、天候や人数といったその時々状況に応じて、最適なモビリティをひとつのポートで提供する複合型（電動アシスト自転車、スクーター、超小型モビリティ等）のシェアリング事業。
面的評価	道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、1地点で等価騒音レベル（自動車騒音の評価軸となる値）の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居などについて等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。
モビリティマネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

【や行】

用語	説明
要請限度	自動車による騒音・振動がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べるができる限度。
溶存酸素量（DO）	水中に溶解している酸素の量のこと。水質汚濁状況を測る代表的な指標のひとつ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、微生物による有機物の分解に伴って多量の溶存酸素が消費される。溶存酸素量の低下は、微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。
溶融スラグ	焼却灰等を溶融炉によって高温溶融した後、冷却化された固形物のこと。道路の路盤材、コンクリート2次製品（U字溝等）、アスファルト合材等に再利用される。

【ら行】

用語	説明
リバースオークション	競り下げ方式により、再エネ電気の最低価格を提示する販売者（小売電気事業者）を選定できる方法。一般的なオークションとは逆に、販売者である小売電気事業者は低い電力単価を入札することで落札できるため、その結果、需要家（企業、自治体）は再エネ電気をより低廉な価格で購入することが可能となる。
レジリエント	防災・環境分野で起こる想定外の事態に対して、社会機能や組織機能が速やかに回復する強靭さを意味する概念のこと。「強靭化」ともいう。

【英数字】

用語	説明
3R（スリーアール）	Reduce（リデュース＝ごみの発生や資源の消費自体を減らす）、Reuse（リユース＝ごみにせず繰り返し使う）、Recycle（リサイクル＝ごみにせず再資源化する）の頭文字をとった略称。
CSR	Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任のこと。顧客、取引先、株主、従業員などの利害関係者や地域社会との関係性を考慮しながら果たすべき社会的責任を意味する。企業経営全般に関わるため、本市では「企業経営そのもの」と説明している。
dB（デシベル）	音に対する人間の感じ方は音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表わす。 実際には騒音計の A 特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてデシベル（A）又は dB（A）で表示する。
ESD	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。
ESG 投資	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）も考慮した投資のこと。
EV	Electric Vehicle（電気自動車）の略。電気自動車を参照。
HEMS （住宅用エネルギーマネジメントシステム）	Home Energy Management System の略。家庭におけるエネルギー消費量の見える化や家電を自動制御するシステム。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的には IT よりも一般的。
IoT	Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳される。様々なものがインターネットにつながり相互に情報交換することで、遠隔操作やデータ収集・分析などを行うことができる。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	Polychlorinated Biphenyls の略。工業的に合成された有機塩素化合物の一種。熱安定性、電気絶縁性に優れ、電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がん性、催奇形性等の毒性が問題になり、昭和 47（1972）年に製造中止になった。
PDCA サイクル	計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法のこと。
PRTR 制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。
SDGs	Sustainable Development Goals の略称で、「持続可能な開発目標」と訳される。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国

	<p>連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。</p>
t-CO ₂ （二酸化炭素トン）	<p>二酸化炭素(CO₂)の量。メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類は、地球温暖化への寄与(温室効果の強さ)が異なる。このため、これらの排出量はそれぞれの排出量に「地球温暖化係数」を乗じることで二酸化炭素量として換算され、「t-CO₂eq(二酸化炭素換算トン)」と表記される。ただし、本計画においては、t-CO₂eq を含む温室効果ガスの総量を t-CO₂として表記している。</p>
V2H	<p>V2Hとは、「Vehicle to Home」の略称。電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）のバッテリーに貯めている電力を、自宅で使えるようにする機器を指す。</p> <p>V2Hを導入すると電気自動車（EV）の電力を自宅に給電できるため、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）を住宅用蓄電池として活用することができ、「災害時の備え」を可能とする。</p>
ZEH	<p>Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のこと。</p>